

2 . 上位計画、関連計画の整理

2 - 1 国の法律

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律【ハートビル法】（平成6年6月制定、平成14年7月最終改正）

高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としたもの。

対象施設

特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する特定施設を含むもの。

特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定建築物で、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定めるもの。

特定施設

出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路その他の政令で定める施設。

利用円滑化基準

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な政令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準。

2 - 2 県の条例

山口県福祉のまちづくり条例（平成 9 年 3 月制定）
県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項や公共的施設の整備等に必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての県民が心豊かに暮らせる健康福祉社会の実現を図ることを目的としたもの。
施策の基本方針 <ul style="list-style-type: none">・ 県民意識の高揚・ 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備・ 高齢者、障害者等の社会的活動への積極的参加の促進
条例の対象施設 公共的施設 <p>県、市町村及び事業者の整備努力の対象となる施設で、病院、劇場、集会場、道路、公園その他の多数の者の利用される施設。</p> 特定公共的施設 <p>公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な一定規模以上の施設。</p>
構造等基準 <p>この基準は、福祉的配慮に基づく整備についての基本的事項を定めたもので、障壁を除外する水準である「ハートビル法」の基礎的基準とほぼ同様であることから、同法と重複する部分、特に数値的基準については整合を図り、これに条例独自の基準を加えた内容となっています。この基準は建築物、道路、公園、建築物以外の路外駐車場の4つの種類に応じて定められています。</p>

『ハートビル法』及び『山口県福祉のまちづくり条例』の対象施設のうち、『交通バリアフリー法』の対象施設と共通する施設は、車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、道路（から主要施設までの経路）です。

2 - 3 下関市上位・関連計画

第四次下関市総合計画（平成13年3月策定）

これまで目指してきた総合計画を踏まえ、新しい時代の要請と市民の夢に的確にこたえるための、21世紀初頭の10年間を展望する新たな総合計画。

構成 目標年次及び期間

総合計画は基本構想と基本計画から構成されます。

構成	内容	目標年次及び期間
基本構想	将来を展望した本市の進むべき方向、都市像及びこれを実現するための施策の大綱を明らかにするもの。	2010年度(平成22年度)(2001年度から始まる21世紀の最初の10年間を展望し、目標を示したもの。)
基本計画	基本構想に掲げる施策の大綱を具体化するため、5年間において推進すべき基本的施策を示すもの。	2001年度(平成13年度)から2005年度(平成17年度)までの5年間

4つの重点項目と3つのネットワーク

重点項目：「子どもと高齢者」「環境」「観光」「国際」

ネットワーク：「情報ネットワーク」「交通ネットワーク」「市民活動ネットワーク」

都市像と施策の大綱

都市像：「海峡の恵みと歴史の心を翼に～ひかりかがやく快適環境都市・しものせき」

施策の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時代を拓く新たなパートナーシップ ・ 豊かな人生を支援する教育文化 ・ 健やかな暮らしを支える健康福祉 ・ やすらぎとうるおいのある生活環境 ・ 地域の特性を生かした産業振興 ・ 活力とゆとりをもたらす都市整備
-------	--

大綱に示された交通バリアフリー関連の内容

「健やかな暮らしを支える健康福祉」～地域福祉・障害者・高齢者・児童・家庭

- ・ 障害者が地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるように、施設と環境の整備を進めるとともに、障害者の自立を支援して、ノーマライゼーション社会を築きます。
- ・ 高齢者福祉においては、施設の充実を図るとともに、生涯を在宅で過ごし、積極的に社会に参加できる体制をつくり、高齢者の年代が人生の中での一つの輝けるステージとなるようなまちを目指します。

「活力とゆとりをもたらす都市整備」～都市計画・市街地整備・公共交通

- ・ 車のほか、鉄道、バス、国際・国内航路、航空路などの公共交通機関を利用しやすい都市づくりを目指します。
- ・ 公共駐車場や自転車等駐車場対策にも取り組み、人々がさまざまな交通手段を用いて、気軽に便利に移動できるまちづくりを目指します。

下関市都市計画マスタープラン（平成 11 年 3 月策定）

下関市の市民と行政とが一緒になって、これからの下関市のあるべき姿を考え、それに向けて都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画の基本的な方針。

役割

- 将来へ向けての都市づくりの基本的な方向を示します。
- 将来へ向けての都市施設整備の基本的な方向を示します。
- まちの将来像と目標を市の全体と各地域ごとに示します。
- 都市づくりへの市民の理解と参加を促します。

構成 目標年次

市の全体構想と地域別構想から構成されます。

構成	内容	目標年次
全体構想	将来の都市構造及び土地利用、都市施設などのあり方を示すもの。	平成 27 年 (2015 年)
地域別構想	より詳細に地域ごとの市街地像やまちづくりの方向性、整備内容、方策などを示すもの。	

都市像と都市づくりの目標

都市像：「海と緑・歴史と文化 明日にはばたく 国際交流都市・下関」

目 標

- ・活力と魅力あふれる国際交流拠点都市
- ・人と海がふれあう海洋都市
- ・明日の知性を育む教育文化都市
- ・健康と幸せを守る快適な生活都市
- ・あたたかい心のかよいあう人間都市

交通バリアフリー関連の内容

「交通体系の整備方針」～人にやさしい交通環境の整備

- ・沿道環境の整備
- ・超低床、広ドア、リフト付きバス車両の導入検討
- ・鉄道駅等の交通結節点乗り継ぎ補助手段の整備
- ・自転車駐車場の整備

新・下関市ノーマライゼーションプラン（平成 15 年 3 月策定）

障害のある人が地域で安心し、生きがいをもって生活できる福祉都市の実現を目指して、従来の「下関市ノーマライゼーションプラン」を見直し策定したもの。

計画の期間

平成 15 年（2003 年）度から平成 22 年（2010 年）度。

（主要なサービスに係る数値目標については平成 18 年度末までの目標とし、平成 18 年度に数値目標の見直しを行います。）

基本理念

障害のある人が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしく自立した生活を送ろうとする「リハビリテーション」の理念と障害のある人もない人も社会の一員としてあらゆる活動に参画する「ノーマライゼーション」の理念のもと、共に地域の中で支えあい、協力できる社会の実現を目指します。

交通バリアフリー関連の内容

「生活環境の整備」～移動・交通対策の推進

歩行空間の整備

歩道の整備として、車道との勾配の緩和、段差の解消、点字ブロックの設置、電線類の地中化、放置自転車、はみ出し自動販売機除去など、安全対策を行います。また、交通信号機への視覚障害者用付加装置等の整備促進を要請します。

公共交通機関のバリアフリー化

平成 12 年 11 月の交通バリアフリー法施行により、平成 22 年までにエレベーター又はエスカレーターを高低差 5m 以上の鉄道駅等に設置することをはじめ、段差の解消、点字ブロックの整備等、移動の円滑化を実施することが定められましたが、法に基づく本市の対象駅は、下関駅、新下関駅、幡生駅、長府駅です。これらを計画的に整備していきます。また、ノンステップバス（超低床バス）の導入など公共交通機関の利便性を確保します。

ガイドマップの作成

障害のある人にとってわかりやすいガイドマップを作成します。

第二次いきいきシルバープラン（平成 15 年 3 月策定）

本格的な高齢社会に向けた地域の将来展望を踏まえ、下関市の向こう 5 年間の高齢者保健福祉に関する政策全般の推進に当たっての指針となるもの。

計画の期間

平成 15 年（2003 年）度から平成 19 年（2007 年）度までの 5 年間。

構成

・新高齢者保健福祉計画

高齢者に対し、その心身の健康の保持、および生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者などに対する介護給付等対象サービスの提供のほか、寝たきり、痴呆等の予防のためのサービスの提供、ひとり暮らし高齢者の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における高齢者を対象とする保健医療サービス及び福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画

・第 2 期介護保険事業計画

市町村の区域における要介護者等の人数や介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、各年度における介護給付等対象サービスの種類毎の見込み量とその見込み量の確保のための方策や、指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項などを定めた、5 年を 1 期とする市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

交通バリアフリー関連の内容

政策目標：高齢者の生活環境の整備

重点課題：高齢者にやさしい外出環境の整備

高齢者、障害者をはじめとしたすべての人々が、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、公共性の高い施設の利用上の障壁の除去や円滑な移動環境の整備（バリアフリー化）を図るとともに、交通安全対策を促進するなど、地域ぐるみでハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを進める。

【具体的な取り組み】

- ・ 公共施設のバリアフリー化
- ・ 交通安全対策と意識の高揚
- ・ 公共的建築物における多目的トイレ、エレベーター等の設置・改善の促進
- ・ 福祉マップの作成